



～国民健康保険加入のみなさまへ～

＜新しい保険証に変わります＞

現在ご使用いただいている保険証は、令和5年7月31日をもって有効期間が満了となるため8月以降は使用できなくなります。新しい保険証は世帯主宛てに郵送にて交付します。

＜減額認定証も新しくなります＞

入院する際などに必要な減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）についても、令和5年7月31日をもって有効期間が満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

8月以降も減額認定証が必要な方は、町民課医療係へ申請してください。

国民健康保険からほかの健康保険に加入された場合など、資格に変更があった際は届出が必要になりますので、忘れずに手続きをしてください。

保険証を紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、町民課医療係へお申し出ください。

～重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費・子ども医療費～

＜各種受給者証について＞

各種受給者証は、北海道内の医療機関で使用できます。保険証と一緒に保管し、医療機関を受診する際は、必ず提出しましょう。

また、学校下で怪我などをした場合、災害共済給付が優先されるため各受給者証との併用はできません。

(例)

老課	
公費負担者	番号

各種受給者証	
公費負担者 番号	受給者 番号
受給者 住所	氏名
生年月日	昭和 年 月 日
有効期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
発行機関 名及び印	北海道寿都郡寿都町 寿都町長
交付年月日	令和 年 月 1日

●「老課」「障課」「親課」「乳課」の記載がある場合
⇒原則1割負担

●「老初」「障初」「親初」「乳初」の記載がある場合
⇒自己負担、初診時一部負担金

医科：580円

歯科：510円

＜新しい受給者証に変わります＞

現在ご使用いただいている各医療費受給者証は、令和5年7月31日をもって有効期間が満了となるため8月以降は使用できなくなります。新しい受給者証は郵送にて交付します。

◆ お問い合わせ先

町民課医療係 電話 0136-62-2523

甲種防火管理新規講習会のご案内

防火管理業務に必要な知識、技術を取得する講習会を開催しますので、受講を希望する方はお申込みください。

◆ 日時

8月30日（水）・31日（木）
[1日目]午前9時30分～午後5時30分
[2日目]午前9時30分～午後4時00分

◆ 受講定員

50名
※受講申込みが定員に達した時点で受付を終了します。

◆ 会場

岩内町字万代51-7
岩内地方文化センター 電話 0135-62-0001

◆ 申込期日

8月14日（月）まで

◆ テキスト代

1,600円（税込み）
（当日会場で現金販売となります）
※受講料は無料です。

◆ 申込方法

- ・受講申請書は、ホームページ (<https://iwanai-suttsu-area19.jp>) からダウンロードし、申込先へメールでお申し込みください。
- ※メールでの申込みが不可能な場合は、お問い合わせください。

◆ その他

- ・身分証明書（運転免許証等）、筆記用具が必要ですので、ご持参ください。
- ・全科目（2日間）受講した方に「修了証」を交付します。

◆ 申込先（お問い合わせ先）

岩内・寿都地方消防組合消防本部 予防課
電話：0135-62-2403
メール：fh-yobo@iwanai-suttsu-area19.jp



全国瞬時警報システム

Jアラート の情報伝達試験を行います

町では災害時に備え、全国瞬時警報システムを活用した全国一斉の緊急情報伝達試験を実施します。

各ご家庭や事業所に設置しています防災行政無線戸別受信機と、町内に設置の屋外拡声機から、機械による音声で試験放送が流れます。

なお、試験放送は自動的に最大音量で放送されますのでご了承ください。

試験放送ですので放送後に何かしなければならないということはありません。

〈上り4音チャイム〉

「これはJアラートのテストです」×3

「こちらは防災すつつです」

〈下り4音チャイム〉



令和 5 年 7 月 12 日（水）
午前 11 時 00 分頃

※予告無く変更又は中止になる場合がありますので、ご了承ください。

◆ お問い合わせ先

総務財政課総務係 電話 0136-62-2511

しりべし弁護士 相談センターのご利用を

札幌弁護士会では、法律相談や事件解決の依頼を行いやすくするため、相談センターを開設しています。お気軽にご相談ください。

- ◆日程 7月12日(水) 19日(水)
26日(水)
8月 2日(水)
◆会場 岩内町高台84-3
しりべし弁護士相談センター

※相談は、事前予約が必要です。

予約受付時間

平日 午前10時から午後4時まで

電話 0135-62-8373

相続登記の申請義務化について

令和6年4月1日から、「所有者不明土地」の解消に向けて、相続登記の申請が義務化されます。

令和6年4月1日以前の相続でも不動産(土地・建物)の相続登記がされていないものは、義務化の対象になります。

今なら、不動産の価格が100万円以下の土地に係る相続登記の登録免許税は免税されます。(令和7年3月31日までの特例措置)

新しい制度では、正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

◆ お問い合わせ先

函館司法書士会(相続登記の相談・依頼)

電話 0120-13-7832

函館地方法務局(登記手続案内)

電話 0138-23-9530

函館土地家屋調査士会(登記の依頼)

電話 0138-23-7026

危険です！スズメバチ！

～家庭でできるスズメバチ対策～



スズメバチは、4月から7月にかけて女王バチが巣を作りはじめ、8・9月頃には活動が活発になり人に危害を加え、刺されると死に至ることもあります。

スズメバチは巣作りが始まると、攻撃的になり大変危険ですので、捕殺器を設置することが、スズメバチ対策に効果的です。

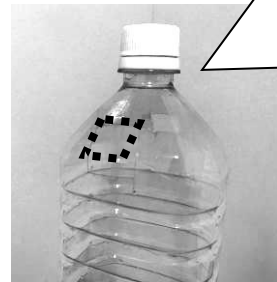
【捕殺器の作り方】

◎用意するもの

- ・ペットボトル(1.5ℓ～2ℓ)
- ・日本酒 150cc
- ・酢 50cc
- ・砂糖 50g

◎作り方

ペットボトルの上部に2cm四方の穴を2個あけ、日本酒・酢・砂糖を入れ、木に吊るします。



ハチの進入口となる穴は多いほど効果的ですが脱出防止のため、切った部分を内側に折り込み「返し」にするなど、工夫が必要です。

また、捕殺器にはハチが寄り付きますので、人通りが少ないところに吊るしましょう。

◆ お問い合わせ先

町民課衛生係 電話 0136-62-2523

海上保安大学校・海上保安学校学生募集

海上保安庁では、令和6年4月採用の学生を募集しています。

◆ 試験日程

		海上保安大学校	海上保安学校
受付 期間	インターネット	8月24日(木) ～9月4日(月)	7月18日(火) ～27日(木)
一次試験		10月28日(土) 29日(日)	9月24日(日)

受験資格など詳しくは、海上保安庁ホームページ(<https://www.kaiho.mlit.go.jp/recruitment>)又は、QRコードを読み込みアクセスしてください。



◆ お問い合わせ先

小樽海上保安部管理課 電話 0134-27-6118

光回線の工事費助成を行っています

町では、光回線サービスの普及と適正な維持を図るため、新たなサービス開始地区の方を対象に工事費の一部補助（1回線につき1万円）を行っています。

なお、国の高度無線環境推進事業の目的達成のため、光回線の設置とともに各家庭や事業所において無線LAN機器（Wi-Fi機器）を設置していただく必要があります。

◆ サービス開始地区

政泊町、湯別町、歌棄町有戸、歌棄町種前、歌棄町美谷、磯谷町鮫取澗、磯谷町横澗、磯谷町島古丹、磯谷町能津登
（うち現在電話回線が提供されている地区）

◆ 助成金の申請手続き

開通後、工事を行ったことがわかる書類、印鑑、通帳など振込先口座のわかるものをご持参ください。

申請先：企画課情報管理係 電話 0136-62-2608

北海道苦情審査委員制度

北海道苦情審査委員制度とは、北海道が行った業務や制度の内容を審査する制度です。

皆さんの代わりに公正で中立な立場から、北海道の関係機関に対し必要な調査などを行います。

審査の結果、業務に不備な点や制度上に問題がある場合は、関係機関に是正や改善を求めます。

◆ 申立方法

苦情申立書に記入のうえ、郵送・FAX・メールのいずれかで申立て窓口までお申し立てください。

苦情申立書及び申立て窓口については北海道ホームページ(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dsc/kujoyou-mousitate.html>)をご覧ください。

◆ お問い合わせ先

北海道総合政策部知事室道政相談センター
電話 011-204-5523（直通）
後志総合振興局総務課
電話 0136-23-1317



「借金・金融一般相談会」の開催

北海道財務局の専門の相談員が「借金の悩み」を親身になってお聴きし、あなたに合った解決方法を提案します。

また、「預金・融資、保険など金融全般」のご相談も受け付けます。
相談は無料で、予約も必要ありません。

◆ 日時

7月26日（水）
午前10時00分～正午

◆ 会場

小樽市港町5番2号
小樽地方合同庁舎2階大会議室（小樽出張所）

◆ お問い合わせ先

北海道財務局相談員
電話 011-807-5144（直通）



令和6年度後志町村職員 採用資格試験のお知らせ

◆ 試験区分及び職務内容

一般事務職 初級・上級

※町村長部局、教育委員会など各種委員会事務局、議会事務局などに勤務し、一般行政事務に従事します。

◆ 受験資格

＜初級試験＞

平成14年4月2日から

平成18年4月1日までに生まれた者

＜上級試験＞

平成8年4月2日から

平成14年4月1日までに生まれた者

◆ 第一次試験日程、会場、合格発表

- ・日程 令和5年9月17日（日）
- ・会場 ホテル第一会館
（倶知安町南3条西2丁目）
- ・発表 第一次試験の結果は10月上旬、合格者に通知し、各町村役場庁舎及び後志町村会ホームページに掲示します。

◆ 受付期間及び受験手続など

- ・受付期間
令和5年8月4日（金）まで
（8月4日消印有効）
- ・申込書の請求先
後志管内各町村役場総務課又は後志町村会
※郵送による場合は封筒の表に「町村職員試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（A4判が入る大きさ）を必ず同封して請求してください。
- ・申込方法及び申込先
申込書に所定事項を記入し、後志管内各町村役場総務課又は後志町村会に、郵送もしくは持参で提出してください。
受験票は後日送付しますので、84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長3サイズ）を同封してください。
申し込みの際、写真は必要ありませんが、第一次試験の際は、受験票に貼ってきてください。

◆ お問い合わせ先

後志町村会

電話 0136-23-1993

役場担当窓口 総務財政課総務係

電話 0136-62-2511

自衛官募集のお知らせ

◆ 受験資格

採用予定月の1日現在で、18歳以上33歳未満の者。

◆ 受付期日及び試験期日

		受付期間	試験期日
一般曹候補生 (第2回)	男子	9月5日(火)まで	1次試験 9月15日(金)～17日(日) のいずれか指定する1日
	女子		2次試験 1次試験合格通知でお知らせします
自衛官候補生 (第2回)	男子	8月18日(金)まで	8月25日(金)～27日(日) のいずれか指定する1日
	女子		
自衛官候補生 (第3回)	男子	8月1日(火)～ 9月5日(火)まで	9月22日(金)～28日(木) のいずれか指定する1日
	女子		

◆ お問い合わせ先

自衛隊札幌地方協力本部倶知安地域事務所

電話 0136-23-3540

自衛官募集相談員 中里徳男

電話 0136-62-2207

自衛官募集相談員 斉藤孝司

電話 0136-62-2070

役場担当窓口 総務財政課総務係

電話 0136-62-2511

サマージャンボ7億円
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ3千万円
(1等2千万円・前後賞各5百万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円

7月4日(火)2種類同時発売!

発売期間 7/4(火)～8/4(金)

公益財団法人北海道市町村振興協会

役場職員等の人事異動

管理栄養士

《保育園》

●退職（令和5年6月30日付）

築館 しほり

★丸ごとピーマンの肉詰め★

～ピーマンの栄養を無駄なくいただきます～

1個分のエネルギー 83kcal 塩分 0.5g

<材料（5個分）>

鶏ひき肉・・・・・・・・・・100g
絹豆腐・・・・・・・・・・150g
玉ねぎ・・・・・・・・・・1／4個
ピーマン・・・・・・・・・・5個
片栗粉・・・・・・・・・・大さじ1
おろし生姜・・・・・・・・・・小さじ1
塩・・・・・・・・・・小さじ1／4
油・・・・・・・・・・適量

<A>

ケチャップ・・・・・・・・・・大さじ1.5
中濃ソース・・・・・・・・・・小さじ1



<作り方>

- ①豆腐はキッチンペーパーで包んで重しをし、5分間水切りする。玉ねぎはみじん切りにする。ピーマンはヘタを切り落としてカップ状にし、種とワタを押し込む。※ポイント
- ②ポリ袋に、鶏ひき肉、玉ねぎ、生姜、塩を入れてよく揉み混ぜる。豆腐、片栗粉を加えて粘りが出るまで混ぜる。
- ③②の袋の一方の角を切り、ピーマンの中に絞り入れる。
- ④フライパンに油を熱し、ピーマンを並べ入れ、蓋をして弱火で5分蒸し焼きにする。ピーマンを裏返し、蓋をしてさらに5分蒸し焼きにする。蓋を取り、ピーマンを転がしながら3分程焼き、混ぜ合わせた<A>を加えて全体に絡める。

【ポイント】 ピーマンを代表する栄養素の1つ「カリウム（血圧低下効果あり）」と、香り成分「ピラジン（血液サラサラ、精神安定効果あり）」は、普段食べている実の部分よりも種やワタに多く含まれます。種やワタは、火を通すとあまり気にならずに食べることができるのでお試しください。栄養豊富な赤ピーマンで作ると、より彩りも楽しめます。

「津波フラッグ」は避難の合図

「津波フラッグ」は大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたことをお知らせする旗です。

津波警報などは、テレビやラジオ、携帯電話、防災行政無線、サイレン、鐘などさまざまな手段で伝達されますが、「津波フラッグ」を用いることによって、波音や風で音が聞き取りにくい遊泳中の方や聴覚に障害をお持ちの方にもお知らせできます。

これから夏にかけて、海水浴などで海に出かける機会が増えますが、海水浴場で「津波フラッグ」を見かけたり、津波警報などを聞いた時は、海岸から離れ安全な場所へ速やかに避難してください。



赤と白のフラッグです